

吹田在宅ケアネット会則

(名称)

第1条 この会は、「吹田在宅ケアネット」と称する。

(事務局)

第2条 この会は、主たる事務局を市立吹田市民病院がん相談支援センター内に置く。

(目的)

第3条 この会は、在宅医療及びケアを希望するがんなどの患者及び家族が円滑かつ平穩に在宅で過ごすために、医療者及び介護者の技術力向上をはかり、吹田地域のネットワークとシステムなどの仕組みを構築する事を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前述の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催(年1回)
- (2) その他目的達成に必要と認められる事業

(会員)

第5条 この会は、本会の目的に賛同する施設及び個人を次の2種類で会員として構成する。

- (1) 施設会員
- (2) 個人会員

(会員費)

第6条 会費は無料とする。

(役員)

第7条 この会は次の役員で構成し、会の運営に当たる。

代表世話人 1名、副代表世話人 2名、世話人 若干名
会計 1名、会計監査 1名

(役員を選出)

- 第8条
- 1 世話人は会員により構成される。
 - 2 代表世話人は世話人の互選により選出される。
 - 3 世話人は代表世話人の指名により選出し世話人会の承認を受ける。
 - 4 会計は世話人の推薦により選出し、世話人会の承認を受ける。
 - 5 会計監査は世話人の推薦により選出し、世話人会の承認を受ける。

(世話人の職務)

第9条 この会の役員の職務は以下による

- 1 代表世話人は本会を代表し、世話人会の設置と会務を統括する。
- 2 副代表世話人は代表世話人の業務を補佐する。
- 3 世話人は世話人会において、本会の運営全般について審議する。
- 4 会計は本会の会計及び資産を管理する。
- 5 会計監査は会務及び会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(世話人会)

- 第11条
- 1 本会に世話人会を設置し、本会の運営を行う。
 - 2 世話人会は代表世話人、副代表世話人、世話人、会計、会計監査により構成され、その議長は代表世話人もしくは代表世話人が指名する世話人が執り行う。
 - 3 世話人会に数名のオブザーバーの参加を要請することがある。
 - 4 世話人会は世話人の半数以上が出席しなければ、世話人会を開き決議することはできない。但し、委任状・代理出席も可とする。
 - 5 出席者の半数を超える賛同により議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

- 第12条 総会は年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。下記の事項を審議、出席会員の過半数を以って議決する。
- (1) 前年度活動報告及び会計・監査報告
 - (2) 新年度活動計画及び予算
 - (3) 役員改選
 - (4) その他運営に関する重要事項

(運営費および会計)

- 第13条 運営費には次項による収入を充当する。
- (1) 研究会の参加費
 - (2) 本会の活動に賛同する団体や組織、個人からの寄付金、助成金など
- 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。
会計監査人は世話人会にて会計報告を行い、その承認を得るものとする。

(共催)

第14条 本会の開催に際しては、必要に応じて他組織との共催も可能とする。

(会則改訂)

第15条 本会の会則は、世話人会の承認を得て改訂することができる。また、付則や細則を別に定めることができる。

付則

施行 平成19年6月14日

改正 平成26年5月30日 (名称を、吹田在宅ケアを考える会から変更)

改正 平成28年9月3日